

船舶事故調査（貨物船 CRIMSON POLARIS 乗揚）について
（経過報告）

令和4年7月28日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和3年8月11日、青森県八戸港沖において発生した船舶事故（貨物船 CRIMSON POLARIS 乗揚）について、令和3年8月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、さらに事実の確認及び分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、本事故の責任を問うために行われているものではない。

1. 船舶事故の概要

令和3年8月11日07時31分ごろ、青森県八戸港沖において、貨物船 CRIMSON POLARIS（総トン数39,910トン）（以下「本船」という。）が走錨後に浅所に乗り揚げた。

本船は、船体に亀裂を生じ、その後、船体が分断した。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和3年8月12日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか2人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに船体調査、関係者からの口述聴取、気象及び海象に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

（1） 事故の経過

本船は、船長ほか20人が乗り組み、青森県八戸港沖で錨泊中、走錨して浅所に乗り揚げた。

（2） 死傷者

なし

(3) 船舶の損傷

本船：船体の亀裂、分断

(4) 気象

本事故発生場所から南東約3 kmに位置する八戸特別地域気象観測所における本事故当時の観測値は、次のとおりであった。

07時00分 天気 曇り、気温 16.8度、風速 4.8m/s、風向 東南東、
視程 20.0km

4. 今後の調査

本事故の原因及び本事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等調査を進める。